

審決

訂正 2016-390096

東京都大田区下丸子3丁目30番2号
請求人 キヤノン 株式会社

東京都港区東新橋2丁目16番1号 ルーシスビル2階
代理人弁理士 別役 重尚

特許第5836870号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第5836870号の明細書及び特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

理 由

第1 事案の概要

1 手続の経緯

特願2012-89306号は、平成24年4月10日の特許出願であるところ、平成27年9月30日に特許査定され、その後、請求項1から10までに係る発明について、平成27年11月13日に特許権の設定の登録がされた（特許第5836870号、以下「本件特許」という。）。

2 本件特許について

（1）発明の詳細な説明の記載

本件特許の発明の詳細な説明には、図面とともに、概略、以下の記載がある。

ア 「【0011】

<レンズマウントの構造>

図1は、本発明の実施形態に係るレンズマウントを備える撮像装置本体200に交換レンズ100を取り付けてなる撮像装置の外観を示す正面斜視図である。図2は、本発明の実施形態に係るレンズマウントの要部を、撮像装置本体200の正面側から見て示す分解斜視図であり、図3は、本発明の実施形態に係るレンズマウントの要部を、撮像装置本体200の背面側から見て示す分解斜視図である。図4は、交換レンズ100のマウント部110の一部を示す正面斜視図である。

【0012】

撮像装置本体200の正面側に交換レンズ100を着脱するためのレンズマウントが設けられている。交換レンズ100は、従来のバヨネット式レンズマウントに準じた構造を有するマウント部110を備えている。すなわち、交換レンズ100において、撮像装置本体200に設けられたレンズマウントに着脱されるマウント部110は、レンズ側マウント面111及びバヨネット爪部112a、112b、112cを有する。そして、図4に示されるように、バヨネット爪部112a～112cは、バヨネット爪接触面113a、113b、113cを有する。

【0013】

撮像装置本体200に設けられたレンズマウントは、大略的に、第1の固定部210、固定マウント部220、可動マウント部240及び腕部260a、260bによって構成される。撮像装置本体200のフレーム（不図示）等に固定される第1の固定部210は、第1の締結部211a、211b、211c、211dを有し、第1の締結部211a～211dにはタップが切られている。

【0014】

固定マウント部220は、本体側マウント面221、開口部222、雌ねじ部（第1のねじ部）223、貫通穴部

224a、224b、224c、224d、第1の当接面231及び第2の当接面232を有する。本体側マウント面221は、交換レンズ100が撮像装置本体200に装着されたときに、交換レンズ100のレンズ側マウント面111と当接する。また、開口部222には、交換レンズ100のバヨネット爪部112a～112cが挿通される。雌ねじ部223は、光軸を中心にして形成されている。貫通穴部224a～224dを挿通したビスが第1の固定部210の第1の締結部211a～211dに締結され、これにより、固定マウント部220は第1の固定部210に固定される。

【0015】

可動マウント部240は、爪部241a、241b、241c、雄ねじ部（第2のねじ部）243及び締結部

244a、244b、244c、244dを有する。爪部

241a～241cはそれぞれ、交換レンズ100のバヨネット爪部

112a～112cのバヨネット爪接触面113a～113cと当接する爪接触面242a、242b、242cを有する。雄ねじ部243は、固定マウント部220の雌ねじ部223と螺合する。締結部244a～244dにはタップが切られている。

【0016】

腕部260a、260bは同等構造を有する。腕部260a、260bはそれぞれ、腕部当接面265、266を有する。また、腕部260aは貫通穴部264a、264bを有し、腕部260bは貫通穴部264c、264dを有する。腕部260a、260bは、第1の固定部210と固定マウント部220とに挟まれた領域において、可動マウント部240に対して突設される。貫通穴部264a～264dに挿通されたビスは、締結部

244a～244dに締結され、これにより腕部260a、260bは可動マウント部240に固定される。腕部当接面265、266の機能については、後述する。」

イ 「【0017】

＜交換レンズ100の撮像装置本体200に対する着脱方法＞

図5は、交換レンズ100を撮像装置本体200に取り付けるときのレンズマウントの要素の動作を示す正面図である。

【0018】

図5（a）は、交換レンズ100のバヨネット爪部112a～112cと可動マウントの爪部241a～241cとが光軸投影上で重なっておらず、交換レンズ100が撮像装置本体200に対して着脱可能な位置を示している。なお、「爪部どうしが光軸投影上で重なっていない」とは、各爪部を光軸方向から重ねてみたときに、それぞれの爪部が重なっていないことをいう。

【0019】

図5（b）は、可動マウント部240を固定マウント部220に対して、光軸を中心にして撮像装置本体200の正面から見て反時計回りに回転させ、バヨネット爪部112a～112cと爪部241a～241cとが光軸投影上で重なった状態を示す。なお、可動マウント部240の回転方法については後述する。

【0020】

図5（c）は、爪接触面242a～242cとバヨネット爪接触面113a～113cとが当接するまで可動マウント部240を回転させ、交換レンズ100が、撮像装置本体200に対して取り付けられた状態を示す。

【0021】

図6（a）は、図5（a）中に示す矢視A-A断面図であり、図6（b）は、図5（b）中に示す矢視B-B断面図であり、図6（c）は、図5（c）中に示す矢視C-C断面図である。また、図7（a）は、図5（a）中に示すD部の拡大図であり、図7（b）は、図5（b）中に示すE部の拡大図であり、図7（c）は、図5（c）中に示すF部の拡大図である。

【0022】

図6 (b) に示すように、本実施形態では、交換レンズ100のマウント部110のレンズ側マウント面111からバヨネット爪接触面113 aまでの距離を「距離 α 」とする。また、固定マウント部220の本体側マウント面221と可動マウント部240の爪接触面242 aとの間の距離を「距離 β 」とする。

【0023】

図5 (a) の状態では、交換レンズ100のバヨネット爪部112 a~112 cを固定マウント部220の開口部222に挿通させ、交換レンズ100のレンズ側マウント面111と撮像装置本体200の本体側マウント面221とを当接させている。すなわち、図5 (a) の状態は、交換レンズ100を撮像装置本体200に落とし込んだ状態である。

【0024】

図5 (b) の状態では、可動マウント部240の爪部241 a~241 cは、雌ねじ部223と雄ねじ部243とが螺合しているため、可動マウント部240の回転にしたがって光軸方向に沿って第1の固定部210に向かって移動している。

【0025】

図5 (c) の状態では、可動マウント部240の回転が終了している。可動マウント部240の爪部241 a~241 cの爪接触面242 a~242 cは、交換レンズ100のバヨネット爪部112 a~112 cのバヨネット爪接触面113 a~113 cと当接している。つまり、交換レンズ100は、撮像装置本体200に対して、がたつきのない状態で固定されている。

【0026】

ここで、本実施形態に係るレンズマウントを従来のレンズマウントと対比する。ねじ式レンズマウントの場合、図6 (c) で当接している爪接触面242 a~242 cとバヨネット爪接触面113 a~113 cの役割を持つ面を、撮像装置本体200の本体側マウント面221よりも交換レンズ100側に設ける必要がある。そのため、ねじ式レンズマウントは、撮像装置本体200の小型化に不向きである。一方、一般的なバヨネット式レンズマウントの場合、本実施形態 (図6 (c)) において当接している可動マウント部240の爪接触面242 a~242 cと交換レンズ100のバヨネット爪接触面113 a~113 cとの間に、隙間が存在する。つまり、“距離 α > 距離 β ” の関係となっており、その隙間を埋めるためにバネ部材を用いているが、このバネ部材のたわみ分だけ、交換レンズががたつくこととなる。

【0027】

これに対して、本実施形態に係るレンズマウントは、撮像装置本体200の本体側マウント面221よりも第1の固定部210側 (撮像装置本体200の内部側) に、交換レンズ100を撮像装置本体200に固定する構造を持つ。そのため、ねじ式レンズマウントよりも、撮像装置本体200の小型化に有利である。また、従来のバヨネット式レンズマウントと比較すると、可動マウント部240の爪接触面242 a~242 cと交換レンズ100のバヨネット爪接触面113 a~113 cとの間に隙間が無い場合、交換レンズ100のがたつきが防止される点で有利である。

【0028】

なお、本実施形態では、雄ねじ部243と雌ねじ部223を、例えば、左ねじ、ねじ送り量: 2 mm、ねじピッチ: 1 mmで構成することができる。また、雄ねじ部243と雌ねじ部223とは、既存のバヨネット式レンズマウントの交換レンズ100の取り付け回転方向が撮像装置本体200に対して時計回りであれば左ねじとなり、反時計回りであれば右ねじとなる。

【0029】

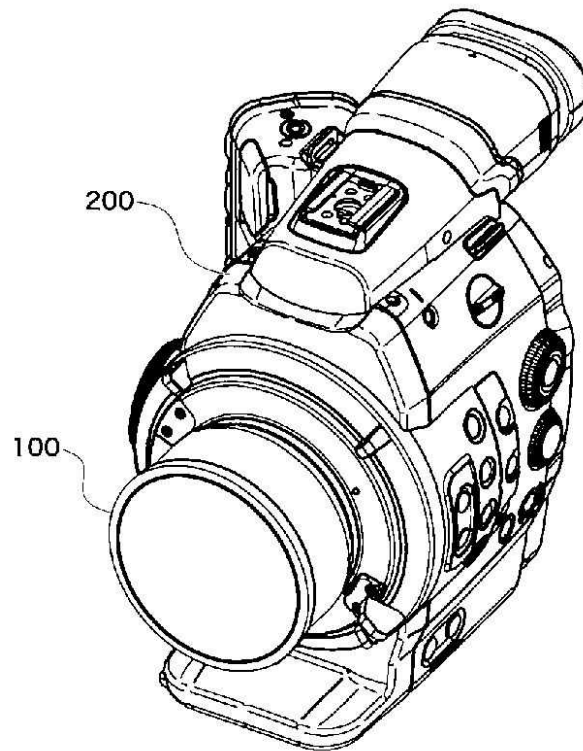
ねじ送り量が大きいほど、少ない回転操作量で大きな光軸方向の移動距離が得られる。つまり、ねじ送り量を大きくすると、回転操作量に対する距離 β の移動量が大きくなる。例えば、距離 α が交換レンズ100のマウント部110の個体差に起因してばらついていても、このばらつきを上回る距離を少ない回転動作量で移動可能になるため、交換レンズ100を確実に締結し、固定することができる。逆に、ねじ送り量が小さいと、締め付け軸力が大きくなる。つまり、交換レンズ100を取り付けたときの締結力を大きくする場合は、ねじ送り量を小さくする必要がある。このように、雄ねじ部243と雌ねじ部223のねじ送り量は、必要な特性が得られるように、適切に設定する必要がある。

【0030】

また、雄ねじ部243と雌ねじ部223において、螺合するねじ山の数を多くすると、雄ねじ部243と雌ねじ部223への応力集中を分散させることができる。よって、狭いスペースで螺合するねじ山の数を多くし、且つ、確実な締結と大きな締め付け軸力とを得るためには、ねじピッチが小さく、且つ、ねじ送り量の大きい、多条ねじを用いることが好ましい。なお、本実施形態における雄ねじ部243と雌ねじ部223の間には、摺動グリスが塗布される。これにより、雄ねじ部243と雌ねじ部223との摺動回転時のざらつきを抑え、耐久性能と摺動感を向上させることができる。」

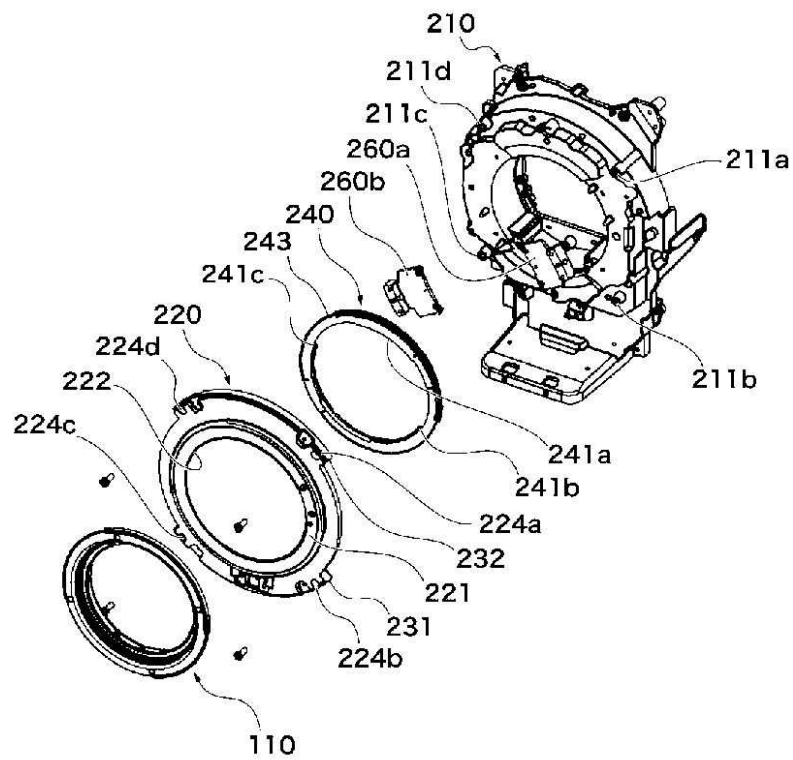
(2) 図面の記載

ア 「【図1】



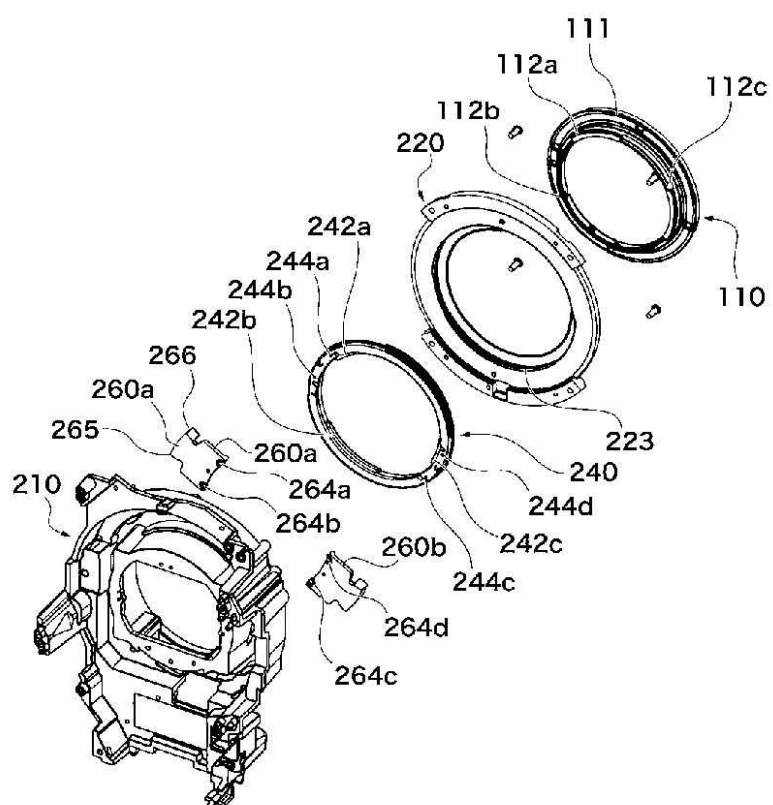
」

イ 「【図2】



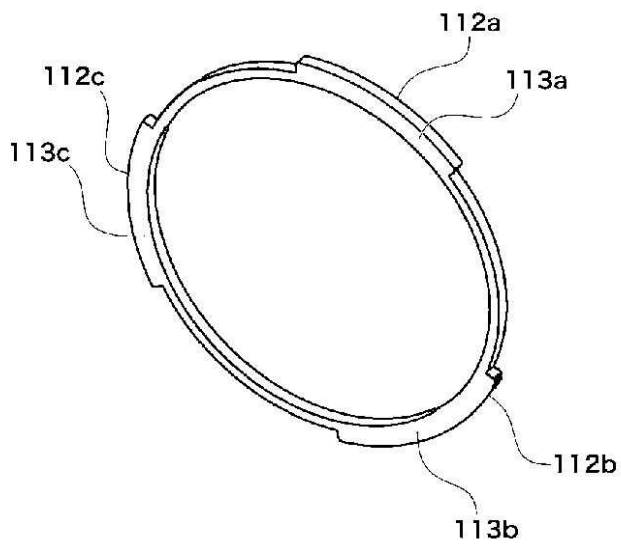
」

ウ 「【図3】



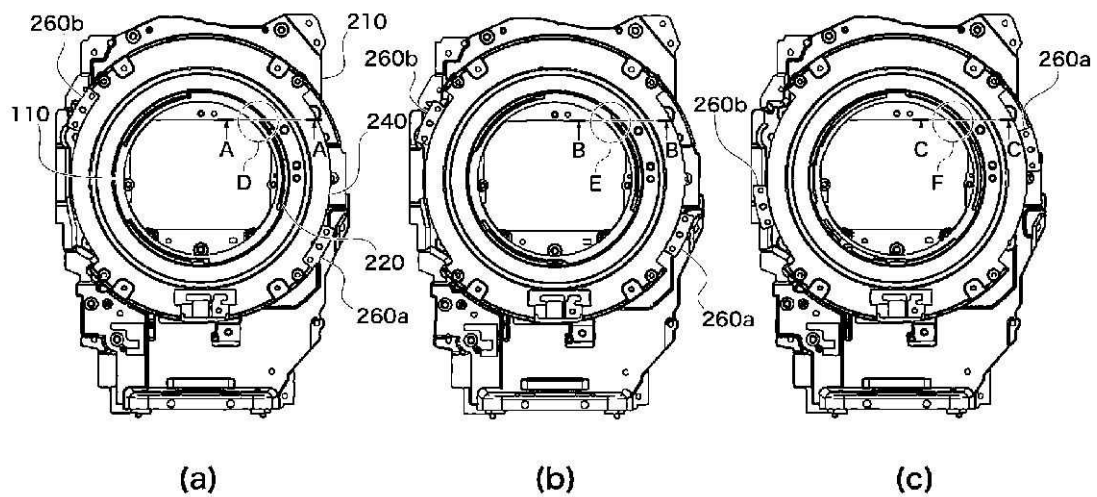
」

エ 「【図4】



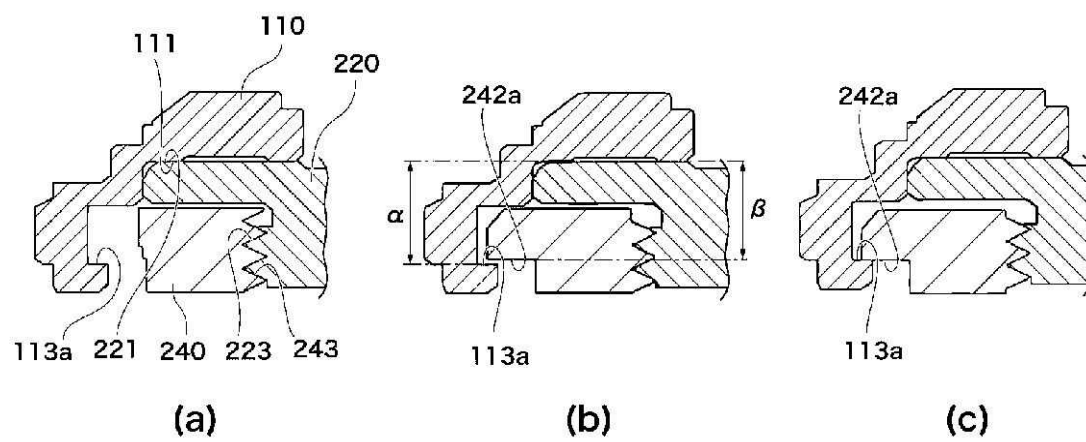
」

才 「【図5】



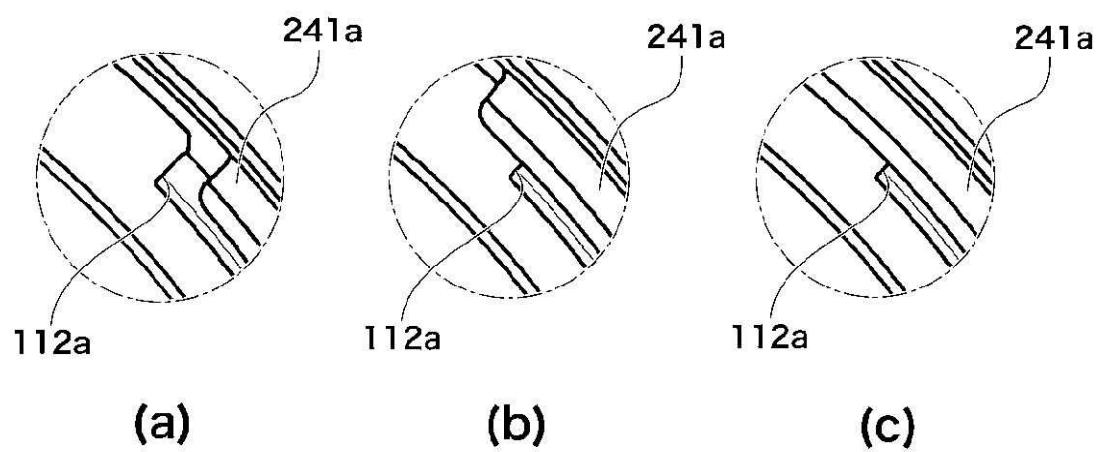
」

力 「【図6】



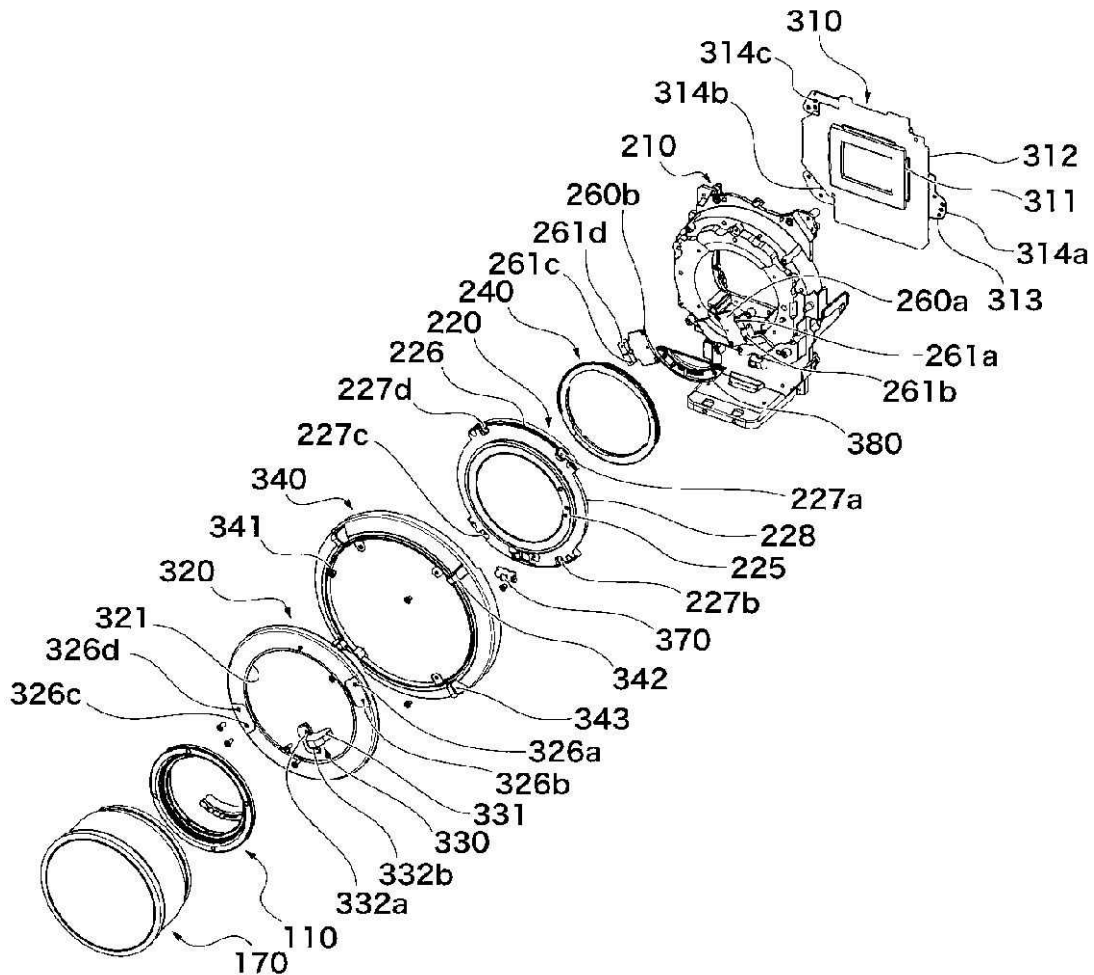
」

キ 「【図7】



」

ク 「【図8】



」

(3) 請求項 1 及び請求項 10 の記載

本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 及び請求項 10 の記載は、以下のとおりである。

「【請求項 1】

バヨネット爪部を備える交換レンズを撮像装置本体に対して着脱するために前記撮像装置本体に設けられるレンズマウントであって、

前記交換レンズのレンズ側マウント面と当接可能な本体側マウント面と、第 1 のねじ部とを有する固定マウント部と、

前記固定マウント部に固定されると共に、前記固定マウント部よりも前記撮像装置本体に設けられた撮像素子に近い位置にあって前記撮像装置本体に固定される第 1 の固定部と、

前記交換レンズの前記バヨネット爪部と係合する爪部と、前記第 1 のねじ部と螺合する第 2 のねじ部とを有する可動マウント部と、を備え、

光軸を中心とした前記可動マウント部の回転により前記第 1 のねじ部と前記第 2 のねじ部とが螺合し、前記第 1 のねじ部と前記第 2 のねじ部との螺合にしたがって前記可動マウント部が前記第 1 の固定部に向かって移動し、前記可動マウント部の前記移動により、前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも被写体側にある前記交換レンズのバヨネット爪部と、前記固定マウント部の本体側マウント面が当該本体側マウント面よりも被写体側にある前記交換レンズのレンズ側マウント面と、それぞれ当接することを特徴とするレンズマウント。」

「【請求項 10】

撮像素子を有する撮像装置本体と、バヨネット爪部を有する交換レンズの前記撮像装置本体に対する着脱を自在に行うために前記撮像装置本体に設けられるレンズマウントと、を有する撮像装置であって、

前記レンズマウントは、

前記交換レンズのレンズ側マウント面と当接可能な本体側マウント面と、

第1のねじ部とを有する固定マウント部と、

前記固定マウント部に固定されると共に、前記固定マウント部よりも前記撮像素子に近い位置にあって前記撮像装置本体に固定される固定部と、

前記交換レンズの前記バヨネット爪部と係合する爪部と、前記第1のねじ部と螺合する第2のねじ部とを有する可動マウント部と、を備え、

光軸を中心とした前記可動マウント部の回転により前記第1のねじ部と前記第2のねじ部とが螺合し、前記第1のねじ部と前記第2のねじ部との螺合にしたがって前記可動マウント部が前記固定部に向かって移動し、前記可動マウント部の前記移動により、前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも被写体側にある前記交換レンズのバヨネット爪部と、前記固定マウント部の本体側マウント面が当該本体側マウント面よりも被写体側にある前記交換レンズのレンズ側マウント面と、それぞれ当接することを特徴とする撮像装置。」

3 請求の趣旨及び訂正の内容

平成28年7月14日、特許権者は、訂正審判を請求した。

請求の趣旨は、「特許第5836870号の明細書及び特許請求の範囲を審判請求書に添付した訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり訂正することを認める、との審決を求める。」である。また、請求人が求める訂正の内容は、以下のとおりである。なお、下線は当合議体が付したものであり、訂正箇所を表す。

(1) 訂正事項1

特許請求の範囲の【請求項1】に、

「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも被写体側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」とあるのを、

「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも前記撮像素子に近い側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」に訂正する。

(2) 訂正事項2

特許請求の範囲の【請求項10】に、

「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも被写体側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」とあるのを、

「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも前記撮像素子に近い側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」に訂正する。

(3) 訂正事項3

明細書の段落【0007】に、

「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも被写体側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」とあるのを、

「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも前記撮像素子に近い側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」に訂正する。

(4) 訂正事項4

明細書の段落【0029】に、

「このように、雄ねじ部243と雌ねじ部223のねじ送り量は、必要な特性が得られるように、適切に設定する必要がある。」とあるのを、

「このように、雄ねじ部243と雌ねじ部223のねじ送り量は、必要な特性が得られるように、適切に設定する必要がある。」に訂正する。

第2 当合議体の判断

以下、本件訂正前の請求項1及び請求項10を、それぞれ、「訂正前請求項1」及び「訂正前請求項10」といい、両者を「訂正前請求項」と総称する。また、訂正前請求項1に係る発明及び訂正前請求項10に係る発明を、それぞれ、「訂正前発明1」及び「訂正前発明10」といい、両者を「訂正前発明」と総称する。

訂正後についても、「訂正前」を「訂正後」に変えて同様に、「訂正後請求項1」などという。

1 請求項1及び請求項10の記載

(1) 訂正前請求項の記載は、前記「第1」2(3)のとおりである。

(2) 訂正後請求項の記載は、次のとおりである。

「【請求項 1】

バヨネット爪部を備える交換レンズを撮像装置本体に対して着脱するために前記撮像装置本体に設けられるレンズマウントであって、

前記交換レンズのレンズ側マウント面と当接可能な本体側マウント面と、第 1 のねじ部とを有する固定マウント部と、

前記固定マウント部に固定されると共に、前記固定マウント部よりも前記撮像装置本体に設けられた撮像素子に近い位置にあって前記撮像装置本体に固定される第 1 の固定部と、

前記交換レンズの前記バヨネット爪部と係合する爪部と、前記第 1 のねじ部と螺合する第 2 のねじ部とを有する可動マウント部と、を備え、

光軸を中心とした前記可動マウント部の回転により前記第 1 のねじ部と前記第 2 のねじ部とが螺合し、前記第 1 のねじ部と前記第 2 のねじ部との螺合にしたがって前記可動マウント部が前記第 1 の固定部に向かって移動し、前記可動マウント部の前記移動により、前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも前記撮像素子に近い側にある前記交換レンズのバヨネット爪部と、前記固定マウント部の本体側マウント面が当該本体側マウント面よりも被写体側にある前記交換レンズのレンズ側マウント面と、それぞれ当接することを特徴とするレンズマウント。」

「【請求項 10】

撮像素子を有する撮像装置本体と、バヨネット爪部を有する交換レンズの前記撮像装置本体に対する着脱を自在に行うために前記撮像装置本体に設けられるレンズマウントと、を有する撮像装置であって、

前記レンズマウントは、

前記交換レンズのレンズ側マウント面と当接可能な本体側マウント面と、第 1 のねじ部とを有する固定マウント部と、

前記固定マウント部に固定されると共に、前記固定マウント部よりも前記撮像素子に近い位置にあって前記撮像装置本体に固定される固定部と、

前記交換レンズの前記バヨネット爪部と係合する爪部と、前記第 1 のねじ部と螺合する第 2 のねじ部とを有する可動マウント部と、を備え、

光軸を中心とした前記可動マウント部の回転により前記第 1 のねじ部と前記第 2 のねじ部とが螺合し、前記第 1 のねじ部と前記第 2 のねじ部との螺合にしたがって前記可動マウント部が前記固定部に向かって移動し、前記可動マウント部の前記移動により、前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも前記撮像素子に近い側にある前記交換レンズのバヨネット爪部と、前記固定マウント部の本体側マウント面が当該本体側マウント面よりも被写体側にある前記交換レンズのレンズ側マウント面と、それぞれ当接することを特徴とする撮像装置。」

2 特許法第 126 条第 1 項ただし書について

(1) 訂正事項 1

ア 本件特許の明細書の「【0011】・・・略・・・図 2 は、本発明の実施形態に係るレンズマウントの要部を、撮像装置本体 200 の正面側から見て示す分解斜視図であり、」（上記第 1 の 2 (1) ア) の記載からみて、「撮像装置本体 200 の正面側」とは「被写体側」を意味することが明らかである。また、本件特許の図 8 に、「第 1 の固定部 210」の背後に「撮像素子 210」を備える「撮像素子ユニット 310」が位置していることが記載されている。そうすると、本件特許の図 2 において、「マウント部 110」、「固定マウント部 220」及び「可動マウント部 240」の相互の位置関係は、「被写体側」から「撮像素子に近い側」へ順に「マウント部 110」、「固定マウント部 220」及び「可動マウント部 240」が位置するといえる。

イ 上記アの事項、及び、本件特許の図 6 における「マウント部 110」、「固定マウント部 220」及び「可動マウント部 240」の配置態様からみて、上記第 1 の 2 (2) カでいう図 6 の下側（図 6 の「(a)」ないし「(c)」が記載されている側）が「撮像素子に近い側」で、上記第 1 の 2 (2) カでいう図 6 の上側（図 6 の「(a)」ないし「(c)」が記載されていない側）が「被写体側」といえる。

ウ 上記イからみて、本件特許の図 6 (b) において、「バヨネット爪接触面 113a」は、「爪接触面 242a」よりも「撮像素子に近い側」に位

置するといえる。本件特許の【００１５】等の記載からみて、「バヨネット爪接触面１１３a」を有する部位が「バヨネット爪部１１２a～１１２c」であり、「爪接触面２４２a」を有する部位が「可動マウント部の爪部２４１a～２４１c」である。そうすると、本件特許の図６には、交換レンズのバヨネット爪部が可動レンズの爪部よりも「撮像素子に近い側」にあることが記載されているといえる。

エ 仮に、訂正前請求項１のように、交換レンズのバヨネット爪部が可動レンズの爪部よりも「被写体側」にあるとすると、そもそも、図６（c）や【００２６】に記載されているような、可動レンズの爪部の一部である「爪接触面２４２a～２４２c」と、交換レンズのバヨネット爪部の一部である「バヨネット爪接触面１１３a～１１３c」とが接触して、交換レンズのバヨネット爪部と可動レンズの爪部とが係合することができず、本件特許発明の課題を解決できないものとなる。

オ 以上のとおり、本件特許の明細書及び図面の記載からみて、訂正前請求項１の「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも被写体側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」の記載が誤りで、訂正後請求項１の「前記可動マウント部の前記爪部が当該爪部よりも前記撮像素子に近い側にある前記交換レンズのバヨネット爪部」の記載が正しいことは、当業者に明らかであり、当業者であれば、そのことに気付いて前記訂正前請求項１の記載を前記訂正後請求項１の記載の趣旨に理解することは当然といえるから、訂正事項１は、誤記の訂正を目的とする訂正である。

カ また、請求項２から９は、請求項１の記載を引用して記載されており、前記請求項１についての訂正により、請求項２から９についても訂正されることとなるところ、請求項２から９についての訂正が、誤記の訂正を目的とする訂正であることは、明らかである。

（２）訂正事項２

請求項１０についての訂正についても、請求項１の訂正と同様であるから、請求項１０についての訂正も、誤記の訂正を目的とする訂正である。

（３）訂正事項３

訂正事項１において特許請求の範囲の請求項１を訂正することに伴い、請求項１に対応した事項が記載されている、明細書の段落【０００７】について、訂正事項１と同様の訂正をするものである。

したがって、訂正事項３は、誤記の訂正を目的とする訂正である。

（４）訂正事項４

訂正事項４は、訂正前明細書の段落【００２９】の「このように、雄ねじ部２４３と雌ねじ部２２３のねじ送り量は、必要な特性が得られるように、適切に設定する必要がある。」を「このように、雄ねじ部２４３と雌ねじ部２２３のねじ送り量は、必要な特性が得られるように、適切に設定する必要がある。」と訂正するものであり、誤記の訂正を目的とする訂正である。

（５）小括

訂正事項１ないし４は、いずれも、特許法第１２６条第１項ただし書第２号に掲げる「誤記又は誤訳の訂正」を目的とするものである。

３ 特許法第１２６条第５項について

（１）訂正事項１について

請求項１の訂正についてみると、上記２（１）で検討したように、訂正後発明１は、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載されているといえる。

また、請求項２から９は、請求項１の記載を引用して記載されており、前記請求項１についての訂正により、請求項２から９についても訂正されることとなるところ、これら請求項についての訂正も、同様である。

したがって、訂正事項１は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものである。

（２）訂正事項２について

請求項１０の訂正についても、請求項１の訂正と同様であるから、請求項

10についての訂正も、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものである。

(3) 訂正事項3について

訂正事項3は、特許請求の範囲の請求項1に対応する明細書の段落【0007】について、訂正事項1と同様の訂正をしたものである。

したがって、訂正事項3は、訂正事項1と同様の理由により、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものである。

(4) 訂正事項4について

訂正事項4は、上記2(4)のとおり、明らかな誤記を訂正するものであって、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものである。

(5) 小括

訂正事項1ないし4は、特許法第126条第5項の規定に適合する。

4 特許法第126条第6項について

(1) 訂正事項1について

訂正事項1は、誤記の訂正を目的とする訂正であって、本件特許の明細書及び図面の記載に接した当業者ならば、訂正前発明1の要旨を訂正後発明1の要旨のとおり理解したことは当然である。

したがって、請求項1についての訂正事項1は、実質上特許請求の範囲を拡張するものではなく、かつ、実質上特許請求の範囲を変更するものでもない。

また、請求項2から9は、請求項1の記載を引用して記載されており、前記請求項1についての訂正により、請求項2から9についても訂正されることとなるところ、請求項2から9についての訂正が、実質上特許請求の範囲を拡張するものではなく、かつ、実質上特許請求の範囲を変更するものでもないことは、明らかである。

(2) 訂正事項2について

請求項10の訂正についても、請求項1の訂正と同様であるから、請求項10についての訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張するものではなく、かつ、実質上特許請求の範囲を変更するものでもない。

(3) 訂正事項3について

訂正事項3は、特許請求の範囲の請求項1に対応する明細書の段落【0007】について、訂正事項1と同様の訂正をしたものである。

訂正事項3の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張するものではなく、かつ、実質上特許請求の範囲を変更するものでもない。

(4) 訂正事項4について

訂正事項4は、上記2(4)のとおり、明らかな誤記を訂正するものであって、実質上特許請求の範囲を拡張するものではなく、かつ、実質上特許請求の範囲を変更するものでもない。

(5) 小括

訂正事項1ないし4は、特許法第126条第6項の規定に適合する。

5 特許法第126条第7項について

訂正後発明1及び10が特許出願の際独立して特許を受けることができないとする理由を発見しないから、訂正事項1ないし4は、特許法第126条第7項の規定に適合する。

第3 むすび

以上のとおりであるから、訂正事項1ないし4は、特許法第126条第1項ただし書第2号に掲げる事項を目的とするものであり、かつ同条第5項、第6項及び第7項の規定に適合する。

よって、結論のとおり審決する。

平成28年 9月 6日

審判長	特許庁審判官	樋口 信宏
	特許庁審判官	鉄 豊郎
	特許庁審判官	渡邊 勇

[審決分類] P 1 4 1 . 8 5 2 - Y (G 0 3 B)

審判長	特許庁審判官	樋口 信宏	9016
	特許庁審判官	渡邊 勇	3012
	特許庁審判官	鉄 豊郎	9024